

社会福祉法人友遊会

定 款

社会福祉法人 友遊会 定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業及び公益事業を行う。

- (1) 第一種社会福祉事業
特別養護老人ホームの経営
- (2) 第二種社会福祉事業
 - (イ) 老人居宅介護等事業の経営
 - (ロ) 老人短期入所事業の経営
 - (ハ) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業の経営
 - (ニ) 障害者総合支援法に基づく指定特定相談支援事業の経営
 - (ホ) 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業の経営
 - (ヘ) 障害者総合支援法に基づく一般相談支援事業の経営
 - (ト) 障害者総合支援法に基づく地域活動支援センターの経営
- (3) 公益事業
第39条第1項に掲げる事業

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人友遊会という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮するもの等を支援するため、無料又は低額な料金を福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所に秋田市飯島道東1丁目5番1号に置く。

第2章 評議員

(評議員の資格等)

第 5 条 評議員は社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから、定款の定めるところにより選任する。

(評議員の定数)

第 6 条 この法人に評議員 7 名以上 11 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 7 条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は外部委員 1 名以上を含み、合計 3 名以上で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として次のいずれかに該当すると判断した理由を委員に説明しなければならない。
 - (1) 第 5 条に当たる者と判断した場合。
 - (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合。
 - (3) 心身の故障のため、職務執行に支障があり、又はこれに堪えないと判断した場合。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の 1 名以上が出席し、かつ、外部委員の 1 名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第 8 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員及び任期途中で選任された評議員の任期は、在任評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第 6 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第 9 条 評議員の報酬は、無報酬とする。ただし、評議員には費用を弁償することができる。

- 2 費用弁償額は、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程に別途定める。

第3章 評議員会

(構成)

第 10 条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

- 2 評議員会に議長を置く。
- 3 議長は、その都度評議員の互選で定める。

(権限)

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) 解散
- (10) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 評議員会は、定時評議員会として社会福祉法第59条第1項に基づき、毎会計年度終了後3カ月以内に現況報告書を提出することができるように開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員会の招集にあたっては、評議員会の日の5日前までに、評議員に対して、書面又は電磁的方法により通知を発しなければならない。
- 3 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第14条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。可否同数のときは、議長が決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 解散
 - (4) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第17条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったこととみなす。

(議事録)

第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び評議員会に出席した評議員の中から選出された議事録署名人2名がこれに署名又は記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の資格等)

第16条 理事のうちには、社会福祉法第44条第4項に定める次の者が含まなければならない。

- (1) 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者。
 - (2) 社会福祉法人友遊会が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者。
 - (3) 社会福祉法人友遊会が設置している施設の管理者。
- 2 監事のうちには、社会福祉法第44条第5項に定める次の者が含まなければならない。
 - (1) 社会福祉事業について識見を有する者。
 - (2) 財務管理について識見を有する者。

(役員の定数)

第17条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事6名以上10名以内
 - (2) 監事2名以上
- 2 理事のうち1名を、理事長とする。

(役員の選任)

第18条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第19条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長は、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第20条 監事は、理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

第21条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事及び任期途中で選任された理事又は監事の任期は、在任役員の任期の満了の時までとすることができる。

- 3 理事又は監事は、第17条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第22条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第23条 役員の報酬は、無報酬とする。ただし、監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。
- 3 費用弁償額については、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程に別途定める。

(職員)

第24条 この法人に職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設長等は、原則理事会において選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第25条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

- 2 理事会に議長を置く。
- 3 議長は、その都度理事の互選で定める。

(権限)

第26条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(開催)

第27条 理事会は、社会福祉法第59条第1項に基づき、毎会計年度終了後3カ月以内に現況報告書を提出することができるように開催するほか、前条に基づき必要がある場合に開催する。

(招集)

第28条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事会の招集にあたっては、理事会の日の5日前までに、理事に対して、書面等により通知をしなければならない。
- 3 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。
又は、出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第31条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の3種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 現金 2,000,000円

(2) 秋田市下北手松崎字岩瀬122番地、123番地、163番地3所在の
軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板・スレート葺2階建

グループホーム青竜建物1棟 (344.40平方メートル)

秋田市下北手松崎字岩瀬163番地1、163番地3所在の
鉄骨造スレート葺2階建

ケアセンター亀はうす建物1棟 (156.76平方メートル)

秋田市下新城野字琵琶沼156番地19所在の

鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建

グループホーム雀建物1棟 (308.40平方メートル)

北秋田市鷹巣字東中岱24番地3所在の

木造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建

どじょっこハウス建物1棟 (232.81平方メートル)

秋田市広面字樋ノ沖69番地1所在の

鉄骨造陸屋根2階建

広面ハウス建物1棟 (296.56平方メートル)

秋田市広面字樋ノ沖69番地1所在の

木造合金メッキ鋼板ぶき2階建

相談支援事業所広面建物1棟 (85.80平方メートル)

さいたま市見沼区大字南中野字猿花 9 1 5 番地 1、9 1 6 番地 1 所在の
鉄骨造陸屋根 2 階建

たのし家うれし家 1 棟 (6 7 9. 9 7 平方メートル)

北秋田市鷹巣字東中岱 2 4 番地 1 所在の

木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平屋建

どじょっこハウス作業所 (1 9 2. 9 3 平方メートル)

川口市芝 3 丁目 2 2 番地 1 2 所在の

鉄骨造り樹脂シートぶき 2 階建

詩然Ⅱ 1 棟 (2 7 3. 5 9 平方メートル)

秋田市飯島道東 1 丁目 1 1 5 番地 2 5 所在の

鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建

特別養護老人ホーム飯島 1 棟 (3, 5 8 1. 9 9 平方メートル)、
機械室 (3 0. 0 平方メートル) 計 3, 6 1 1. 9 9 平方メートル

東京都東大和市桜が丘 2 丁目 5 3 番地 6 所在の

鉄筋コンクリート造陸屋根 4 階建

東大和市総合福祉センターは〜とふる 1 棟 (4, 5 0 8. 9 1 平方メートル)

ゴミ置場 (3 1. 6 8 平方メートル) ポンプ室 (8. 0 平方メートル)

計 (4, 5 4 8. 5 9 平方メートル)

秋田市下新城長岡字毛無谷地 2 5 5 番地所在の

木造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建

長岡ハウス建物 1 棟 (4 4 8. 0 5 平方メートル)

(3) グループホーム青竜及びケアセンター亀はうすの敷地

秋田市下北手松崎字岩瀬 1 2 1 番 1 (0. 2 8 平方メートル)

秋田市下北手松崎字岩瀬 1 2 1 番 2 (6 1. 7 1 平方メートル)

秋田市下北手松崎字岩瀬 1 2 2 番 (2 4 1. 0 0 平方メートル)

秋田市下北手松崎字岩瀬 1 2 3 番 (2 2 2. 1 8 平方メートル)

秋田市下北手松崎字岩瀬 1 6 3 番 1 (1 6 4. 1 8 平方メートル)

秋田市下北手松崎字岩瀬 1 6 3 番 3 (5 8. 6 5 平方メートル)

計 7 4 8. 0 0 平方メートル

グループホーム雀の敷地

秋田市下新城長岡字琵琶沼 1 5 6 番 1 9 (4 1 1. 0 6 平方メートル)

詩然Ⅱの敷地

川口市芝 3 丁目 2 2 番 1 2 (3 1 4. 0 0 平方メートル)

特別養護老人ホーム飯島の敷地

秋田市飯島道東 1 丁目 1 1 5 番 2 5 (4, 2 8 0. 2 9 平方メートル)

秋田市飯島道東 1 丁目 1 1 5 番 3 7 (1, 0 7 1. 0 平方メートル)

計 5, 3 5 1. 2 9 平方メートル

3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は、第 3 9 条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第32条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、秋田県知事の承認を得なければならない。

ただし、次の各号に掲げる場合には、秋田県知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第33条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ保管する。

(事業計画及び収支予算)

第34条 この法人の事業計画書及び、収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第35条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第36条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第37条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第38条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第39条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) 地域包括支援センター

(2) 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業（第2種社会福祉事業を除く）

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

3 第1項の事業に関する重要な事項については、理事総数の3分の2以上の同意を受けなければならない。

(剰余金が出た場合の処分)

第40条 前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人が行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第8章 解散

(解散)

第41条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第42条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第43条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、秋田県知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を秋田県知事に届け出なければならない。

第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、社会福祉法人友遊会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第45条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長	稲 庭 千弥子
理 事	成 田 哲 朗
〃	畠 山 宏
〃	進 藤 重榮治
〃	那 波 常
〃	石 井 順 子
監 事	大 友 愼 一
〃	伊 藤 三代子

附 則

平成12年	3月10日	法人設立認可
平成13年	7月 6日	定款準則改正、事務所所在地等変更認可
平成13年	12月 4日	評議員及び評議員会設置認可
平成15年	1月 7日	定款準則に即した第8条および第11条の改正認可
平成15年	3月27日	役員定数の変更、定款準則に即した第31条の改正認可
平成16年	1月19日	定款変更届出（基本財産・岩瀬163-1の追加）
平成16年	3月31日	定款変更認可（事業目的を追加）
平成17年	3月 1日	定款変更認可（事業目的に公益事業を追加）（定款準則に即した第14条の改正認可）
平成17年	7月19日	定款変更認可（定款準則に即した第3・9・14・27・28条の改正認可）

平成18年	3月23日	定款変更認可（平成16年12月24日老発1224001号による用語の変更）
平成19年	5月30日	定款変更認可（定款準則に即した第1・33条の文言の訂正）
平成20年1	1月17日	定款変更認可（事業目的を追加）
平成21年	7月2日	定款変更認可（事業目的の追加及び事業目的の追加による文言の訂正）
平成24年	8月8日	定款変更認可（定款準則改正等に基づく変更、新たな事業の開始に係る不動産の編入）
平成24年1	2月6日	定款変更認可（定款準則改正等に基づく変更）
平成24年1	2月19日	定款変更届（基本財産・たのし家うれし家建物の追加）
平成25年	2月7日	定款変更届（基本財産・詩然Ⅱの土地の追加）
平成25年	6月6日	定款変更届（基本財産・どじょっこハウス作業室の追加、基本財産住所記載間違い訂正）
平成26年	2月25日	定款変更届（基本財産・詩然Ⅱ建物の追加）
平成26年	3月12日	定款変更認可（第27条事業目的の追加）
平成26年	5月9日	定款変更認可（第13条評議員定数変更）
平成27年	3月9日	定款変更認可（第1条事業目的の追加、第5条理事定数変更）
平成27年	3月28日	定款変更届（基本財産追加、事務所所在地の変更）
平成28年	1月25日	定款変更認可（第27条事業目的の削除）
平成28年	6月15日	定款変更届（基本財産・相談支援事業所広面の建物の追加）
平成28年	6月29日	定款変更認可（社会福祉法改正に伴う所轄庁の変更）
平成28年	7月14日	定款変更認可（監事定数変更）
平成28年	9月2日	定款変更認可（第1条事業目的の追加、第27条事業目的の追加）
平成28年1	0月11日	変更届（基本財産・東大和市総合福祉センターは～とふるの建物の追加）
平成30年	1月4日	定款変更届（基本財産・長岡ハウス建物の追加）
平成30年	1月10日	定款変更認可（第9条、第23条 役員等報酬の変更）
平成30年	4月13日	定款変更認可（第13条 評議員会の招集、第19条 理事長の職務執行状況報告の間隔の変更、第28条 理事会の招集）
令和2年	3月24日	定款変更認可（第1条 目的の削除、第8条、第21条 役員、評議員の任期）
令和4年	9月26日	定款変更認可（第1条事業目的の削除）

附 則

この定款は、令和4年9月26日から施行する。